

青森県報

第三千三十四号

平成二十一年
一月十四日
(水曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高 齢 福 祉 保 険 課) …… 一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(畜 産 課) …… 一
- 飼料の試験の結果の概要……………(林 政 課) …… 一
- 保安林の指定予定……………(林 政 課) …… 二

公 告

- 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表……………(総務学事課) …… 二
- 地域森林計画の公表……………(林 政 課) …… 三
- 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(県 民 生 活 文 化 課) …… 三
- 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………(同) …… 三
- 右……………(同) …… 三
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(警 察 本 部 会 計 課) …… 四

告 示

青森県告示第十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に

より公示する。

平成二十一年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所	名称	所在地	指定期間
アースサポート株式会社	アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目八の七	訪問入浴介護	アースサポート株式会社	アースサポート株式会社	弘前市大字小比内四丁目五の五	平成二〇・三・三

青森県告示第十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十九条の九第一号の規定により公示する。

平成二十一年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	名称	所在地	指定期間
アースサポート株式会社	アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目八の七	訪問入浴介護	アースサポート株式会社	アースサポート株式会社	弘前市大字小比内四丁目五の五	平成二〇・三・三

青森県告示第十四号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）

第五十六条第一項の規定により平成二十年十二月二日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成二十一年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要										違反の内容							
				粗たん白質 %	粗脂 肪 %	カルシウム %	リ ン 酸 %	粗 纖 維 %	粗 灰 分 %	揮 発 性 窒 素 %	水 溶性 窒 素 %	ペ ン 化 シ ン 率 %	T D N %		M E kcal/kg	そ 他 の 査 水分%					
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の5	同 左	テル中印肉用牛肥育用配合飼料	20.12	12.9	4.8	0.15	0.58	4.9	3.7												
		ビーシーエス テル中印種豚飼育用配合飼料	20.11	16.1	4.8	0.91	0.73	3.2	5.7						75.1						13.1
		ミルパコー テル中印ブローラー肥育前期用配合飼料 ピナ銀付E	20.12	24.7	4.3	0.95	0.71	2.1	5.7												

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目別に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

青森県告示第十五号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十一年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

- 三沢市大字三沢字浜通八八五の一地先・八八七地先・九二の一地先・九二の二地先（以上四筆地先について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

飛砂の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成二十年十月から同年十二月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

平成二十一年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

地域森林計画の公表

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、下北森林計画区に係る平成二十一年四月一日から十年間の地域森林計画をたてたので、同法第六条第六項の規定により公表する。

なお、当該地域森林計画は、青森県農林水産部林政課及び下北地域県民局地域農林水産部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十年十二月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人杉菜の会

三 代表者の氏名

千葉 明彦

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字松原東三丁目三の二一八

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者の社会的自立を図るための事業及び自然栽培農法推進の事業を行うことによつて、地域社会福祉の向上や自然・環境保護に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十年十二月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あいうえおの会

三 代表者の氏名

奈良 衛

四 主たる事務所の所在地

つがる市木造柴田弥生田二の一

五 定款に記載された目的

この法人は、つがる市及びその周辺町村の知的障害者・身体障害者（児童も含む）及び障害をもつた子どもをもつ親に対して、地域生活支援に関する事業を行い、誰もが平等に住みやすい社会を目指すことを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十年十二月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人生きがい十和田

三 代表者の氏名

山端 政博

四 主たる事務所の所在地

十和田市東二十二番町二六の三六の一

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や子供をはじめとする地域住民に対して、介護予防・介護・生活支援及び保育等に関する事業を行い、高齢者の自立と生きがいのある長寿社会を支援し、もって高齢者の保健福祉の向上及び子供の健全育成に寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

警察官冬帽子外 総数 一三、三三三二点

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県警察本部警務部会計課

青森市新町二丁目三の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十年十二月十二日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社 中三

青森市新町一丁目七の一

六 契約金額

四千三百二十八万五千七百七十九円

七 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十年十月三十一日

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭